

佐伯市市街地民間活力応援補助金 募集要項 (R5. 6. 7 改訂)

1. 趣旨

佐伯市市街地グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）の重点エリアにおいて、クラウドファンディング（以下「C F」という。）を活用したグランドデザインの達成に資する市民主体のまちづくり事業に要する経費の一部を補助することにより、佐伯市の中心市街地における都市機能をいかした活力とにぎわいの創出を図るもの。

2. 募集期間

随時

3. 対象地域

グランドデザインに定める駅前・港エリア※1又は城下町エリア※2であること。

4. 補助対象事業

（1） 次の要件を全て満たす事業であること。

- ① 空き地、古民家、空き家、空き店舗等を活用した施設の整備を行う事業
- ② 交流人口の増加、新たなにぎわい等の創出につながる事業
- ③ 資金調達必要額の1/2以上をC Fを活用して調達した事業

（2） 上記の要件に関わらず、以下の事業は補助の対象とはならない。

- ① 事業の効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 風俗営業等に該当する事業
- ④ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする年度に同一と認める事業に対して、市が交付する交付金等を受ける見込みのある事業
- ⑥ その他市長が適当でないと認める事業

5. 補助対象経費

（1） 補助対象事業に要する経費であり、且つ次に該当するもの。

- ① 施設の新設、改修、保全等の施設整備費及び当該施設の整備に伴う備品購入費
- ② ①の経費に付随する設計費及び管理費
- ③ C Fに要する手数料及び委託料（C Fのリターンに係る経費は除く）

（2） 上記の要件に関わらず、以下の経費は補助の対象とはならない。

- ① 法人その他の団体の運営に要する経費 ※例：家賃、車のリース代等
- ② 報酬、給料、手当その他の給与又は交際費に相当する経費
- ③ その他市長が適当でないと認める経費
 - ・ 補助金手続きに要する手数料及び委託料

次の要件を全て満たすものであること。

- ① 市税を滞納していない個人又は法人その他の団体
- ② 暴力団関係者でないもの

7. 補助金の額

補助対象経費の1/2以内であり、次のうちいずれか少ない額を限度とする。

※1,000円未満は切り捨て

- ① 1,000万円（上限）
- ② 資金調達必要額からCF目標額を引いた額
- ③ 補助対象経費からCFにより調達した額を引いた額

8. 事業採択

(1) 補助金の交付を受けようとする場合、CFを実施する前に以下の書類を提出し、審査会（プレゼンテーションによる採点方式）による採択を受けなければならない。

- ・佐伯市市街地民間活力応援補助金事業計画書（様式第1号）
- ・団体（法人を除く。）の場合は構成員名簿（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第4号） ※構成員全員分
- ・施設整備イメージ図 ※外装や内装等をイメージできる図面
- ・経営計画書（事業開始から3年間分）
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 採択には次の項目を基に総合的に評価する。

【必要性】

市民（地域）のニーズに沿った事業か

まちの活性化や魅力づくりのために意義ある事業か

【公益性】

地域の活性化や魅力づくり等まちづくりに貢献するか

【地域性】

地域の特性や資源をいかすための観点や工夫がみられるか

地域の実情を踏まえた課題解決の取組として評価できるか

【発展性】

他の市民（団体）や地域への波及効果が期待できるか

他の市民（団体）や地域との連携を図るきっかけづくりとなるか

【継続性】

事業を継続が可能な実施主体か、経営計画実現の見込み

【経済効果】

地域への経済波及効果が期待できるか

9. CFの実施

- (1) CF運営サイトは実施者が選定すること。 ※CFサイトは1つに限る。
- (2) 支援者が購入するリターン設定商品の上限額を下記の通りとすること。

クラウドファンディング目標額	購入リターン設定上限額
1,000,000 円以内	50,000 円
1,000,001 円以上	左記目標額の 20 分の 1 以内で設定

- (3) CF実施者への支援者からの支援方法は、選定した運営サイトが認めるカード決済、銀行振込、コンビニ払い等での支援によることとし、現金による支援は避けること。
- (4) 事業採択後CFを開始する際には、佐伯市市街地民間活力応援補助金資金調達開始届（様式第5号）を提出すること。 ※事業採択後2か月以内に開始すること。

また、CFの資金調達実施期間が終了した際は、佐伯市市街地民間活力応援補助金資金調達期間満了届（様式第6号）と必要書類を提出すること。

10. 交付申請

CFの活用により目標額分の資金調達を達成した場合、以下の書類を提出し、補助金の交付申請を行うことができる（補助対象経費の総額以上を達成した場合は申請不可）。

- ・佐伯市市街地民間活力応援補助金交付申請書（様式第7号）
- ・市税完納証明書
- ・佐伯市市街地民間活力応援補助金事業計画書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・その他必要書類

11. 実績報告

事業が終了した日から 30 日以内又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに以下の書類を提出する。

- ・佐伯市市街地民間活力応援補助金実績報告書（様式第8号）
- ・実績書（様式9号）
- ・収支決算書（様式第10号）
- ・契約書及び支払を証する（領収証等）書類の写し
- ・施設の整備前と整備後の写真
- ・その他必要書類

12. 交付金請求

実績報告書を提出し補助額が確定後、補助金の請求ができる。

※場合によっては、概算交付により補助金の請求も可能。

13. その他

- (1) 備品台帳等の整備を行うこと。
- (2) 事業終了後（開業後）はあらかじめ提出する「経営計画書」に基づき、定期的なフォローアップ（3年間）を継続して受けること。
- (3) 補助金交付までの過程、補助金交付後の事業実施に際し、疑義が生じた場合は、市が調査を行う。また、補助金等を他の用途に使用、偽りその他不正手段により補助金交付を受けた場合等は、佐伯市補助金交付規則第16条（決定の取消し）に基づき、交付決定を取消し、補助金の返還を求める。

14. 申請・問い合わせ先

佐伯市役所 地域振興課 市街地活性化係

〒876-8585 佐伯市中村南町1-1

TEL：22-4203 / FAX：22-0025

Mail machi@city.saiki.lg.jp